

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

### 鳥取県公安委員会規則第7号

#### 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(会計課) 第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>財産（物品を除く。）の取得、管理及び処分</u> に関すること。 (3) <u>物品の取得、管理及び処分に関すること。</u> (4) <u>国に属する金銭の出納に関すること。</u> (5) <u>物品の出納に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) <u>警察装備の調達に関すること。</u> (11) <u>警察車両の点検及び修理に関すること。</u> 2 会計課に、 <u>監査室及び物品調達室</u> を附置する。 3 <u>監査室においては、第1項第4号、第6号及び第9号</u> に掲げる事務を処理する。 4 <u>物品調達室においては、第1項第3号、第5号、第10号及び第11号</u> に掲げる事務を処理する。	(会計課) 第5条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 略 (2) <u>財産及び物品の管理及び処分</u> に関すること。  (3) <u>金銭及び物品の出納</u> に関すること。  (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略  2 会計課に、監査室を附置する。 3 監査室においては、第1項第4号に掲げる事務を処理する。
(警務課) 第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。	(警務課) 第6条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

<p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 警察装備に関する<u>こと(会計課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(監査官)</p> <p>第46条 略</p> <p>(物品調達官)</p> <p>第47条 警務部に物品調達官を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</p> <p>2 物品調達官は、上司の命を受け、物品の取得及び処分並びに警察装備の調達に関する事務を統括する。</p> <p>(企画官)</p> <p>第48条 略</p> <p>(監察官)</p> <p>第49条 略</p> <p>(広報官)</p> <p>第50条 略</p> <p>(首席師範)</p> <p>第51条 略</p> <p>(検視官)</p> <p>第52条 略</p> <p>(管理官等)</p> <p>第53条 略</p> <p>(附置機関の長)</p> <p>第54条 略</p> <p>(校長)</p> <p>第55条 略</p> <p>(副校長)</p> <p>第56条 略</p> <p>(警察署長)</p> <p>第57条 略</p>	<p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) 警察装備に関する<u>こと。</u></p> <p>(7)~(10) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(監査官)</p> <p>第46条 略</p> <p>(企画官)</p> <p>第47条 略</p> <p>(監察官)</p> <p>第48条 略</p> <p>(広報官)</p> <p>第49条 略</p> <p>(首席師範)</p> <p>第50条 略</p> <p>(検視官)</p> <p>第51条 略</p> <p>(管理官等)</p> <p>第52条 略</p> <p>(附置機関の長)</p> <p>第53条 略</p> <p>(校長)</p> <p>第54条 略</p> <p>(副校長)</p> <p>第55条 略</p> <p>(警察署長)</p> <p>第56条 略</p>
--	---

(副署長) 第58条 略	(副署長) 第57条 略
(刑事官) 第59条 略	(刑事官) 第58条 略
(管理官) 第60条 略	(管理官) 第59条 略
(委任) 第61条 略	(委任) 第60条 略

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。